平成２２年（フ）第１６３３８号
東京都中野区若宮３丁目30―１―101
債務者　徳永　春菜（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３４５号
東京都墨田区石原３丁目22―２―604
債務者　渡邊一二三
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３４６号
東京都府中市武蔵台１丁目20―56
債務者　遠藤　　潤
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３４７号
東京都足立区興野２丁目９―11　メゾン・クレールＡ205
債務者　柳田美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３４８号
東京都品川区大井３丁目14―13―101
債務者　長谷川夏江（旧姓野呂瀬）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５４号
埼玉県八潮市大字柳之宮132―８
債務者　森　　文永
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５７号
埼玉県川口市幸町２―４―19―102、住民票上の住所東京都多摩市乞田1033―103
債務者　大須賀康展
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５８号
神奈川県大和市下鶴間1510―17
債務者　田中　貴子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５９号
東京都渋谷区本町４丁目21―１―801
債務者　沖田　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６０号
東京都昭島市宮沢町１―２―14―407　河村方、住民票上の住所東京都武蔵村山市大南１丁目162―５―101
債務者　中西　　務
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６１号
東京都足立区西新井栄町３丁目１―６―201、住民票上の住所千葉県市川市菅野４丁目９―20―101
債務者　橋目美代子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６２号
千葉県船橋市咲が丘４丁目14―33
債務者　山口　雄太
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６３号
東京都板橋区弥生町25―２―102
債務者　上野　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６５号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７―１―12―603
債務者　緑川　浩紀
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６６号
神奈川県横浜市旭区さちが丘46―１　二俣川ダイカンプラザ２号館501
債務者　小山　洋樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部